

第七十六号議案

江戸川区暴力団排除条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十四年九月二十五日

提出者

江戸川区長

多

田

正

見

江戸川区暴力団排除条例の一部を改正する条例

江戸川区暴力団排除条例（平成二十四年七月江戸川区条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第九条第十五号から第二十号までに掲げる行為」を「第九条第二十一号から第二十七号までに掲げる行為（同条第二十五号に掲げる行為を除く。）」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の改正に伴い、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。